

氏名 長谷川 精一  
 学位(専攻分野) 博士(教育学)  
 学位記番号 論教博第111号  
 学位授与の日付 平成16年5月24日  
 学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当  
 学位論文題目 森有礼における国民的主体の創出

論文調査委員 (主査) 教授 辻本雅史 教授 鈴木晶子 助教授 駒込 武

### 論文内容の要旨

本論文は、森有礼の思想的・実践的な課題が国民的主体の創出にあったととらえる視角から、国民的主体の形成、外交、言語、歴史、道德教育、国家、天皇という7つのテーマに即して、森の言説と政策の総体的な解釈を試みたものである。

第1章では、日本に国民的主体を創出するための森の方策を検討した。主体とは自己の望ましいあり方を考え「より高次の自己」が「より低次の自己」を統制する自己規律的な人間であるという主体の原理的な構造を森が理解したのは、彼が青年期にアメリカに入った宗教団体・新生社での体験によるものであったこと、そして後年、森が「道具責め」と称した、身体を焦点とした自己規律的なあり方への自己変容を目指した師範学校の教育方法は、主体形成という意味において、森の新生社での体験と類型的な相同性をもつ、という仮説を提示した。

第2章は森の外交論に関する考察。先行研究の多くは、森は一貫して「条理」にもとづき、他国の国権を尊重する理想主義的な立場をとったと評価するのに対して、森の外交論は、西洋列強を中心とする万国公法システムへの参入を図ろうとした当時の日本政府の方針に沿うものであったことを、江華島事件に関する日清間の外交交渉における森の言説を分析することを通じて、検証した。

第3章では、日本の言語に対する森の言説を検討した。森の論は従来「日本語廃止・英語採用」論と解されてきたが、言語をコミュニケーションの道具とみる言語観に立つ森は、国民国家制作において一般に想定されるような母語=母国語=国民語を必然視する見方をとらず、日本を欧米列強に対峙し得る国家とするためには、「貧弱で不確かな伝達媒体」にすぎない日本の言語ではなく、習得のために徹底して簡便化された「簡易英語」を採用すべきであると考えていたことを明らかにした。

第4章では『日本の教育』序(英文)や英国公使の任を終えての帰国時の会見録(英文)などをもとにした森の歴史観の分析である。尊王や愛国および異文化の積極受容を基調とした「日本文化」伝統の歴史的な独自性を説く森の論は、ネーションのルーツとなるエスニックなもの、「日本人」が共通してもつ歴史的記憶の起源を、古代の日本「本来」のあり方に遡行して求める典型的な「国民史の語り」にはほかならなかったことを明らかにした。

第5章では、中学校、師範学校の倫理科のテキスト用に森が監修した『倫理書』の説く「自他並立」の原理が、彼と親密な親交のあったスペンサーの倫理思想の強い影響を受けていることを、原著とつぎ合わせることで論証した。また万国公法システムを構成する欧米列強の国々が一定の装置とルールによって自他相並び立っていることを認識していた点に、儒教的な「君臣の大義」を国民道德の基礎とする元田永孚らとは異なる、森の道德教育論の独自性があることを指摘した。

第6章は英文著作『代議政体論』で構想された森の国家論を、後の憲法制定会議での森の発言の意味と併せて、検討した。森の国家構想は、日・欧の国家構造を共に相対化した普遍的見地からの「機能主義的国家観」であるとする園田英弘の通説とは異なり、日本の政治的伝統に西洋の制度をいかに「接ぎ木」するかという観点から発想されていたこと、また多数の国民の参政権を認める代議制度ではなく、慎重に選抜された智徳に優れた人々によって、「君権を機軸」とした国政が行なわれる構想であったことを解明した。それは、長い欧米体験によって、代議制民主主義のうちに衆愚政治に墮する危険性を見

て取り、また江戸期の遺制から大きくは脱してない当時の日本の政治意識の状況を併せ考えた上で、森が企図した保守的な構想であった、ということも明らかにした。

第7章では、国民国家は主体相互のイデオロギー的統合による新たな政治的共同体であり、そのために統合の中心を必要とするという観点から、森の天皇観を検討した。唱歌を採り入れた学校祝祭日儀式、学校への「御真影」の下付、憲法発布式典での「万歳」唱和などといった、森の発案になる諸政策は、臣民の心に皇室への崇敬の念を起こさせ天皇と自己との関係を意識させることで、身分関係に媒介された前近代的な社会編成から、天皇の「一視同仁」の対象となる平等な国家構成員へと再編していく方策であったことを明らかにした。それはまた、天皇を「聖なる道具」とすることで、統合の中心を作り出す政策であったということも、指摘した。

最後に、以上の各章での考察をまとめて、今日、森の思想と政策について再考することの意味が、森が課題とした国民的主体の創出は、必然的に強力な排他性を併せ持つことを見失ってはならないこと、そしてそれは今も続く国民国家の特質であることをふまえて、それを歴史に即して批判的に考察し直すことにあると論じて、結章とした。

### 論文審査の結果の要旨

日本近代教育制度を確立させた初代文相森有礼に関する研究蓄積は、これまで少なくない。むしろ飽和状態の感さえある。これまでの研究は、前半生の自由主義、後半生における国家主義といった一見相反する森の二面性の理解の仕方をめぐって、時代によりあるいは論者によって、議論が分かれてきた。総じて言えば1960年代までは、森の国家主義的側面を強調してきたのに対して、森のキリスト教受容に焦点を当てた林竹二の研究以降、森の思想の「合理主義的」「自由主義的」側面を評価する傾向が強まり、現時点では森の思想を「健全なナショナリズム」とみる見方が通説的位置を占めている。これに対して本論文は、先行研究を丹念に検討した上で、近年の通説の問題点を鋭く指摘し、森の思想を日本の近代国家形成との関わりの観点から全面的に問い直そうとした。すなわち近代は、自由・平等などの「普遍的価値」と国民国家の国家主義（ナショナリズム）の二側面を本来的に内包している。森の「自由主義」と「国家主義」も近代が内包するこの二面を反映したもので、両者は相反する二側面というより、コインの裏表の関係にすぎないと論者は主張する。この観点から、丸山真男以来今も一部で踏襲されている、健全なナショナリズムと悪しきそれを区別する議論の誤りを説得的に指摘している。この意味で本論文は、森の詳細な思想研究であるに止まらず、日本近代国民国家創出の特質とそれが内包する現代的課題を歴史的に検討し、それへの学問的応答を目指した意欲的な研究であるといえる。この点が本論文の評価すべき第一である。

評価すべき第二は、本論文がこれまでの先行研究の大半が無視してきた外国語の史料や文献を検討して、新たな知見を示していることである。とくにコロンビア大学所蔵のハリス・オリファント文書や関連英文史料を駆使した Ivan Hall の英文著作と、同書がもとづく英文史料や文献、及び H・スペンサーの英文原著等を読み込んで、確度の高い知見を示している。なかでも第5章で、自他並立の原理と共感に基づく自発的協力を説き、森の道德教育論の展開と目されている『倫理書』が、スペンサーの影響であることを、スペンサー原著にもとづいて説得的に論証した点は、創見である。さらに森と李鴻章との日清間の外交交渉についても、これまで参照されなかった中国語文書を日本側文書とつき合わせて両者のズレを指摘し、日清外交交渉の実態の一面を詳細に明らかにした点も評価できる。

第三に、先行研究はおおむね森の教育政策とそれを支える思想に関心が集中しがちであった。それに対して、本論文は、そうした狭義の教育政策や教育思想そのものよりも、国民的主体論・外交論・言語論・歴史観・道德教育論・国家論・天皇論などの主題に即して詳細に検討し、森の思想の全体像をあぶり出し、その観点から森文政の意味に考察を加えている。それによって森の教育政策を支える思想的特質を、自覚的に国家を担う近代的国民主体を創出する点に見出し、森の教育政策を、近代国民国家創出の文脈の中に位置づけることに成功している。

第四に、森文政が採用した師範学校の教育の特質について、独自の解釈を示した点である。すなわち、師範学校における寄宿舎制度、兵式体操、三気質論等の、身体を焦点にした「道具責め」の教育方法は、森文政の特質を最も端的に示すものと認められながら、その由来については、種々の議論がなされながらもなお未解決の問題として残されてきた。本論文は、第1章においてこの難題に挑戦して、明確な一つの解釈を試みている。すなわち森の青年期、アメリカでの新生社という T. L. ハリスの宗教共同体での体験が、森の思想形成に大きく影響していること、かつ新生社での体験の構造が、身体の規

律化による「自己規律的主体」育成をめざす師範学校の教育方法と類型的相同性が認められることを丹念に論証し、青年期アメリカでの宗教共同体体験とそこで得た確信が、師範学校の教育方法の前提にあるという解釈を試みている。フーコーやバーリンなども援用して提示されたここでの「自己規律的主体」の概念操作については異論も出されたが、森研究の難題に対する解釈の試みとして、森研究史の中で評価に値するものである。

以上のような評価できる点が多くあるものの、審査の過程で少なからぬ問題点も明らかになった。すなわち本論文は、フーコー、B. アンダーソン、酒井直樹、西川長夫、姜尚中、多木浩二、吉見俊哉、ジジェク、T・フジタニ、等々の、現代思想や文化理論研究の理論を随所に援用して議論を進めている。それは、確かに本論文の射程の大きさと、現代的課題に応答しようとする論者の誠実な姿勢を物語ってはいるものの、それが逆に本論文の弱点になっている。すなわち本論文は、近代や国民国家を相対化する、近年のこうした大きな議論に依存して、国民国家創出の一翼を担った森を論じてしまう傾向が否定できない。森の思想分析も、こうした議論に依存して結論づけられ、その結果、日本近代史における森の思想や森文政の固有の歴史的特質を、捉えきれない憾みが残る。たとえば、本論文で森文政の思想として析出した「自己規律的主体」や「臣民」の概念は、日本近代の歴史の段階に即して見たときに、いかなる歴史的特質をもつものと評価できるのか、この点の十分な説明が困難となっている。類似の問題点は他にも散見され、史料解釈に関してもいくつかの問題点が指摘された。

こうした問題点はあるものの、いずれも今後、論者によって克服が期待できるものであり、本論文が達成した学術的価値を大きく損なうほどのものとは言えないと判断された。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また平成16年4月15日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。